
JASDAQ 市場における売買停止期間の見直し等に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2) 等の一部改正について

日証協 平 16.1.27

本協会では、1 月 23 日の理事会において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2) 等の一部を改正した。

本協会では、平成 14 年 10 月に、それまで、店頭売買有価証券市場の売買取引において、投資判断に関して重要な影響を与えるおそれのある情報が発生した場合、投資者に対して当該情報の周知等を図る観点から、本協会が必要と認めた時から当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われた日の売買取引の終了時まで、当該店頭売買有価証券の売買取引を停止していたが、情報媒体の発達等により投資者への情報伝達の迅速化が進んでいる状況を鑑み、売買停止期間の見直しを行った。(店頭登録会社による発表後 60 分とする。)

昨今の証券市場を巡る外部環境は、インターネット等の普及等により、市場参加者の情報入手の迅速性・容易性は格段に向上し、迅速な取引機会の提供へのニーズが高まっているところである。

また、本年 2 月 1 日、インサイダー取引規制が見直され、店頭登録会社が情報開示を行い、当該情報が証券業協会等のホームページにおいて公衆縦覧に供された場合には、インサイダー取引規制が解除されることとなり、投資者は即時に当該情報を入手することが可能となった。

本協会では、このような外部環境の変化や市場参加者のニーズに対応し、JASDAQ 市場における売買停止期間の更なる短縮を行うため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2) 等について、所要の整備を図ることとする。

本規則改正は、改正後の規則第 36 条第 1 項第 2 号の規定は、2 月 16 日から施行し、その他の改正については 2 月 2 日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

JASDAQ 市場における売買停止期間の見直し等に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2)等の一部改正について

平成 16 年 1 月 27 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、従来、会社情報に係る売買停止を行った場合は、店頭登録会社が当該情報の発表を行った場合でも終日売買停止としていたが、近年の情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえ、平成 14 年 10 月には、売買停止期間を店頭登録会社による発表後 60 分とする、売買停止期間の見直しを行った。

その後の証券市場を巡る外部環境をみると、さらなるインターネット等の普及等により、市場参加者の情報入手の迅速性・容易性は格段に向上し、迅速な取引機会の提供へのニーズが高まっているところである。また、今般のインサイダー取引規制の見直し(平成 16 年 2 月施行予定)により、店頭登録会社が開示を行った場合は、直ちに証券業協会等のホームページで当該情報を入手することが可能となる予定である。

本協会では、このような外部環境の変化や市場参加者のニーズに対応するため、今般、JASDAQ 市場における売買停止期間の更なる短縮を行うため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2)等について、所要の整備を図ることとする。

2. 改正の骨子

- 「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2)及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」に関する細則の一部改正

- ・ 店頭売買有価証券又はその発行会社等に関する情報が生じている場合における売買停止期間については、本協会が必要と認めたときから、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 30 分を経過した時までとする。

ただし、登録銘柄としての登録取消し及び店頭管理銘柄としての登録を本協会が決定・公表した場合における売買停止期間は、従前どおり、当該決定・公表日からその翌営業日の JASDAQ システムを通じて店頭売買取引を行うことができる時間(午前 9 時)までとする
(規則第 36 条第 1 項第 2 号)

- ・ 本年 2 月より、株式会社日本証券クリアリング機構において、先物・オプション取引に係る有価証券債務引受業を営むこととなることに伴い、「清算資格」を「現物清算資格」と改めるなど所要の整備を図る。

(規則第 2 条第 9 号及び第 10 号、同第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項、同第 21 条の 3、同第 21 条の 16 表題及び第 1 項、同第 21 条の 17 表題及び第 1 項、同第 21 条の 19、細則第 9 条第 2 項新設、同第 9 条の 5、同第 9 条の 6)

3．施行時期

この改正は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。ただし、改正後の規則第 36 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 16 年 2 月 16 日から施行する。

以 上

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成 16 年 1 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 (現行どおり) 1 $\{$ (現行どおり) 8 9 清算参加者 J A S D A Q 端末を保有する会員のうち現物清算資格(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。))の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。)を有する会員をいう。 10 非清算参加者 J A S D A Q 端末を保有する会員のうち現物清算資格を有さない会員をいう。 (店頭売買取引の態様) 第 8 条の3 清算参加者である会員は、J A S D A Q 売買システム又は J A S D A Q マーケットメイクシステムを利用した店頭売買取引については、自らの名においてこれを行うものとする。 2 非清算参加者である会員は、J A S D A Q 売買システム若しくは J A S D A Q マーケットメイクシステムを通じて行う店頭売買取引については、指定清算参加者(第 21 条の 4 に定める指定清算参加者をいう。)に対する有価証券等清算取次ぎの	(定 義) 第 2 条 (省 略) 1 $\{$ (省 略) 8 9 清算参加者 J A S D A Q 端末を保有する会員のうち株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する清算資格を有する会員をいう。 10 非清算参加者 J A S D A Q 端末を保有する会員のうちクリアリング機構の業務方法書に規定する清算資格を有さない会員をいう。 (店頭売買取引の態様) 第 8 条の3 クリアリング機構の清算参加者である会員は、J A S D A Q 売買システム又は J A S D A Q マーケットメイクシステムを利用した店頭売買取引については、自らの名においてこれを行うものとする。 2 クリアリング機構の非清算参加者である会員は、J A S D A Q 売買システム若しくは J A S D A Q マーケットメイクシステムを通じて行う店頭売買取引については、指定清算参加者(第 21 条の 4 に定める指定清算参加者をいう。)に対する有価

新	旧
委託を行うものとする。 (清算対象取引に係る清算受託契約の締結) 第 21 条の 3 非清算参加者は、清算対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者(<u>現物清算資格に係る他社清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。)</u>を有する会員をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。 (現物清算資格の取消し等を受けた会員の店頭売買取引の停止又は制限) 第 21 条の 16 本協会は、会員がクリアリング機構の業務方法書に基づき<u>現物清算資格</u>の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該会員の清算対象取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。)の停止又は制限を行う。 2 (現行どおり) (指定清算参加者が現物清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限) 第 21 条の 17 本協会は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき<u>現物清算資格</u>の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容	証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。 (清算対象取引に係る清算受託契約の締結) 第 21 条の 3 非清算参加者は、清算対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者(<u>クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算参加者をいう。以下同じ。)</u>との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。 (清算資格の取消し等を受けた会員の店頭売買取引の停止又は制限) 第 21 条の 16 本協会は、会員がクリアリング機構の業務方法書に基づき<u>清算資格</u>の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該会員の清算対象取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。)の停止又は制限を行う。 2 (省 略) (指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限) 第 21 条の 17 本協会は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき<u>清算資格</u>の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応

新	旧
に应じ、当該非清算参加者の清算対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。 2 (現行どおり) (現物清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い) 第 21 条の 19 非清算参加者である会員が新たにクリアリング機構の<u>現物清算資格</u>を取得した場合には、当該会員の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のものは、当該<u>現物清算資格</u>を取得したとき以降、当該会員の名における清算対象取引とする。 (店頭売買取引等の停止) 第 36 条 (現行どおり) 1 (現行どおり) 2 店頭売買有価証券又はその発行会社等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき又は当該情報の内容を周知させる必要があるとき。この場合、店頭売買取引の停止は、原則として本協会が必要と認めたときから、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 30 分を経過した時までとする。ただし、本協会が当該停止の継続を適当と認める場合には、当該停止期間を延長することができる。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 2 (現行どおり)	じ、当該非清算参加者の清算対象取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。 2 (省 略) (清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い) 第 21 条の 19 非清算参加者である会員が新たにクリアリング機構の<u>清算資格</u>を取得した場合には、当該会員の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のものは、当該<u>清算資格</u>を取得したとき以降、当該会員の名における清算対象取引とする。 (店頭売買取引等の停止) 第 36 条 (省 略) 1 (省 略) 2 店頭売買有価証券又はその発行会社等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき又は当該情報の内容を周知させる必要があるとき。この場合、店頭売買取引の停止は、原則として本協会が必要と認めたときから、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本協会が確認した後 60 分を経過した時までとする。ただし、本協会が当該停止の継続を適当と認める場合には、当該停止期間を延長することができる。 3 (省 略) 4 (省 略) 2 (省 略)

新	旧
付 則 この改正は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。ただし、改正後の第 36 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 16 年 2 月 16 日から施行する。	

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 1 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(引渡店頭売買有価証券) 第 9 条 (現行どおり) 2 <u>前項の規定にかかわらず、株券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</u>	(引渡店頭売買有価証券) 第 9 条 (現行どおり) (新 設)
(会員が<u>現物清算資格</u>の取消し等を受けた場合における措置) 第 9 条の 5 本協会は、会員に対して、規則第 21 条の 16 第 1 項の規定により清算対象取引の停止の措置(<u>クリアリング機構の業務方法書第 29 条第 5 項又は第 76 条第 5 項の規定による債務の引受けの停止が行われたことによる措置に限る。</u>)を行った場合には、当該会員の清算対象取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の会員への引継ぎその他本協会が必要と認める整理を行わせることができる。	(会員が<u>清算資格</u>の取消し等を受けた場合における措置) 第 9 条の 5 本協会は、会員に対して、規則第 21 条の 16 第 1 項の規定により、<u>クリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し若しくは債務の引受けの停止(支払不能等若しくは証券業の廃止等に係る公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。)</u>の措置を受けたことによる<u>清算対象取引の停止の措置</u>を行った場合には、当該会員の清算対象取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の会員への引継ぎその他本協会が必要と認める整理を行わせることができる。
(指定清算参加者が<u>現物清算資格</u>の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置) 第 9 条の 6 本協会は、非清算参加者である会員に対し、第 21 条の 17 第 1 項の規定により、有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置(<u>クリアリング機構の業務方法書第 29 条第 5 項又は第 76 条第 5 項の規定による債務の引受けの停止が行われたこと</u>	(指定清算参加者が<u>清算資格</u>の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置) 第 9 条の 6 本協会は、非清算参加者である会員に対し、第 21 条の 17 第 1 項の規定により、<u>当該非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの停止(支払不能等又は証券業の廃止等に</u>

新	旧
による措置に限る。)を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の会員への引継ぎその他本協会が必要と認める整理を行わせることができる。 付 則 この改正は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。	<u>係る公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の会員への引継ぎその他本協会が必要と認める整理を行わせることができる。</u>